11　次に掲げる者が所有する償却資産	11　次に掲げる者が所有する償却資産
所　有　者	所　有　者
価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　5)　略］	［(　1)～(　5)　同左］
(　6)　Ａｓｔｅｍｏ上田株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。）	(　6)　日立Ａｓｔｅｍｏ上田株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。）
同	同
［(　7)～(　81)　略］	［(　7)～(　81)　同左］
［削る］	(　82)　株式会社ケーブル・ジョイ（広島県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）
	同
(　82)～(　114)　［略］	(　83)～(　115)　［同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産
所　有　者	所　有　者
［(　1)～(　25)　略］	［(　1)～(　25)　同左］
［削る］	(　26)　東京発電株式会社（深良川第一発電所、深良川第二発電所、深良川第三発電所及び深良川連絡線に係るものに限る。）
(　26)～(　33)　［略］	(　27)～(　34)　［同左］
［4　略］	［4　同左］
5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産	5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産
所　有　者	所　有　者
［(　1)　略］	［(　1)　同左］
(　2)　ＮＴＴ東日本株式会社	(　2)　東日本電信電話株式会社
(　3)　ＮＴＴ西日本株式会社	(　3)　西日本電信電話株式会社
［(　4)　略］	［(　4)　同左］
(　5)　ＮＴＴインフラネット株式会社	(　5)　エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
［(　6)～(　19)　略］	［(　6)～(　19)　同左］
(　20)　公益社団法人移動通信基盤整備協会（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	［新設］
(　21)　株式会社ＮＴＴフィールドテクノ（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）	［新設］
［6～8　略］	［6～8　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

1　この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

2　この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号（以下「改正後告示」という。）第一号2㉛、第一号3(61)、㊾、第一号5⑱及び第二号5⑳は令和三年度分の固定資産税から、改正後告示第一号2㉜及び第一号5(6)は令和四年度分の固定資産税から、改正後告示第一号5㉕は令和五年度分の固定資産税から、改正後告示第一号5(16)及び第一号8(1)は令和六年度分の固定資産税から、改正後告示第一号5(9)は令和七年度分の固定資産税からそれぞれ適用する。

3　この告示による改正前の平成二十四年総務省告示第十号第二号3⑳を削る改正規定は令和三年度分の固定資産税から適用する。